

雲雀丘学園高等学校学則

第1章 総 則

第1条 雲雀丘学園高等学校は、本学園中学校に於ける教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育を施すことを目的とする。

第2条 本高等学校は、雲雀丘学園高等学校と称する。

第3条 本高等学校の位置は兵庫県宝塚市雲雀丘4丁目2番1号に置く。

第2章 修業年限・定員並に休日

第4条 本高等学校の修業年限は、3ケ年とする。

第5条 本高等学校の課程・学科及び生徒定員は次の表のとおりとする。

課 程	学 科	入 学 定 員	総 定 員
全 日 制 課 程	普 通 科	2 9 5 人	8 8 5 人

第6条 本高等学校の学期を次の通りとする。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

第7条 休業日は次の通りとする。

日 曜 日

国民の祝日

創立記念日 10月1日

春季休業 4月1日から 4月7日まで

夏季休業 7月21日から8月20日まで

冬季休業 12月24日から1月7日まで

学年末休業 3月25日から3月31日まで

2. 春季・夏季・冬季及び学年末休業の期間については、都合により変更することがある。
3. 臨時休業については、その都度、校長が定める。

第3章 教育課程・授業時数及び教職員組織

第8条 本高等学校普通科の教育課程及び週授業時数は、別紙のとおりとする。

第9条 本高等学校に校長1名、教頭1名、教諭を置く。

2. 前項の教諭の数は19名以上とする。
3. 必要に応じて講師、養護教諭及び実習助手を置く。
4. 必要に応じて事務職員を置く。

第4章 入学・退学・転学・卒業及び賞罰

第10条 本高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第11条 入学を希望する者は、所定の入学願書に該当事項を記入の上、校長に提出しなければならない。

第12条 入学の決定は選考による。

第13条 入学を許可された者は、許可のあった日より1週間以内に誓約書及び必要な書類を提出しなければならない。

第14条 休学・退学・転学しようとする者は、その事由を記し、校長に届け出なければならない。

第15条 本校所定の課程を終えた者は教育評価の上、修了・卒業証書を授与する。

第16条 成績優秀にして他の生徒の模範となる者については、校長はこれを表彰することがある。

第17条 学校教育法施行規則第13条の一つに該当する者は、校長はこれを退学させることがある。

第5章 入学金・施設費・授業料・手数料

第18条 入学金・施設費・授業料・手数料は次のとおりとする。

入 学 金	(外部)	2 8 0 , 0 0 0 円	
	(内部)	1 3 0 , 0 0 0 円	
施 設 費	(外部)	2 0 0 , 0 0 0 円	
	(内部)	1 2 5 , 0 0 0 円	
授 業 料		5 4 2 , 0 0 0 円	(年額)
手 数 料		2 0 , 0 0 0 円	

2. 特別奨学生については、別に定める規定による。

第19条 既納の入学金及び施設費は返還しない。但し、入学の辞退を書面で申し出た者に対しては、施設費を返金するものとする。

2. 既納の授業料は返還しない。但し、授業料を納付した者が期の途中で死亡または退学若しくは転校した場合は、月割計算により精算して返還するものとする。

3. 所定の納入期日から3か月を経過してもなお正当な理由がなく授業料を納入しない生徒に対し、校長は当該生徒の退学を命ずることができる。

4. 授業料を滞納したまま進級又は卒業することはできない。

附 則

1. この学則は令和2年4月1日より実施する。

2. この学則実施に必要な細目は、校長がこれを定める。

3. 第18条の授業料については、令和2年度は518,000円（年額）とする。